

令和6年8月30日
総合政策局参事官(交通産業)室
物流・自動車局旅客課

完全キャッシュレスバスの実証運行の実施路線を選定しました！

深刻な運転者不足等を背景に、バスネットワークは危機的な状況にあり、国民の生活基盤に深刻な影響を与えています。これらを解消するため、大きな経営改善効果や運転者の負担軽減が見込まれる完全キャッシュレスバスを進めることが効果的です。

バス業界では、これまでの事業者による積極的な投資によって極めて高いキャッシュレス環境が整備されており、完全キャッシュレスの環境は整いつつありますが、丁寧に進める観点から、まずは実証運行を行うこととしました。今般、事業者の申請に基づき、実証運行を実施する18事業者29路線を選定し、11月1日以降、順次運行が開始される予定です。

1. 事業概要

完全キャッシュレスバスの実証運行を行う路線を、以下①～④の基準で選定しました。早いものは11月1日から順次、運行が開始されます。

- ①利用者が限定的な路線（空港・大学・企業輸送路線など）
- ②外国人や観光客の利用が多い観光路線
- ③様々な利用者がある生活路線で、CL決済比率が高い路線
- ④自動運転など他の社会実験を同時に行う路線

2. 選定路線

令和6年7月29日～8月19日の間で公募を行い、18事業者29路線を選定しました。詳細は別紙を参照ください。

3. 制度整備

標準運送約款において、バスの運賃・料金の支払方法としてキャッシュレス決済のみを指定する規定等を追加しました。

※上記3の制度整備を含む情報については、国交省ウェブサイト（URL：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000241.html）をご参照ください。

【問合せ先】 代表:03-5253-8111

<実証運行に関すること>

総合政策局参事官(交通産業)室 善福、益塚 内線:54708 直通:03-5253-8275

<関連制度に関すること>

物流・自動車局旅客課 日下部、沖、秋葉 内線:41233 直通:03-5253-8571